

十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例施行規則

平成 30 年 3 月 30 日

規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例（平成 30 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び条例の例による。

(処理できるあわせ産業廃棄物の範囲)

第 3 条 条例第 7 条の規定によりごみ処理施設が、処理することができるあわせ産業廃棄物の範囲は、別表に掲げるものとする。

(適正処理のための搬入制限)

第 4 条 廃棄物の適正処理に支障を及ぼすと組合長が認めた場合、その廃棄物の搬入を制限することができる。

(処理除外物)

第 5 条 条例第 8 条第 7 号に規定する組合長が特に指定する物とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 動物の死体（産業廃棄物に該当する畜産農業に係るもの以外）
- (2) 液体状のもの
- (3) その他、処理が困難なもの

(搬入時間)

第 6 条 ごみ処理施設に廃棄物を搬入できる時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(搬入日)

第 7 条 ごみ処理施設に廃棄物を搬入できる日は、次に定める日以外の日とする。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する海の日及びスポーツの日
- (3) 12 月 31 日（午前を除く。）、1 月 1 日及び 1 月 2 日

(委任規定)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年度における搬入日の特例)

2 令和 3 年度に限り、第 7 条第 2 号中「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する海の日及びスポーツの日」とあるのは「7 月 19 日、10 月 11 日」とする。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

ごみ処理施設が処理できるあわせ産業廃棄物分類表

区 分	取扱分類
種 別	1 燃えがら（安定無害化したもので含水率 80%以下のものに限る。） 2 紙くず（パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行なうものに限る。）、出版業（印刷出版を行なうものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るものに限る。） 3 木くず（木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の販売業に係るものに限る。） 4 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。P C B が染み込んだものを除く。） 5 食料品製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不用物で前処理したもの 6 ガラスくず及び陶磁器くず 7 肉骨粉
形 状	長さ 1 メートルを越えるものは、1 メートル程度の長さに切断したもの
排出者	関係市町村内の中小企業者等で上記の産業廃棄物をごみ処理施設へ搬入することについて、別に組合長が定める様式に従ってあらかじめ届け出て、その指示を受けた者
備 考	ごみ処理施設が行う一般廃棄物の処理・処分に支障を及ぼすと組合長が認めた場合、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある